

【別紙２－１】建設資材価格等特別調査分類表

(1) 資材調査について

	資材調査条件	建設資材等	調査規格数	調査分類
資 材 A	市場での流通性が高い規格・サイズの資材であって、調査員が訪問して行う「訪問面接調査」と通信による方法で行う「通信調査」により調査を行う	「機労材」及び「物価資料」に掲載されている資材の規格・サイズ等が異なる類似品。	同一品目で1規格	資材A-①
			同一品目で2～3規格	資材A-②
			同一品目で4～6規格	資材A-③
			同一品目で7～10規格	資材A-④
			同一品目で11～15規格	資材A-⑤
	工場製作品（一品製造品）（一般資材）	大型共同溝、CCボックス、PC床板、排水管、PCプレテン（JISのみ）、パット型ゴム支承 （基本的にA資材になるものは上記のもののみである）	同一品目で16～20規格	資材A-⑥
			同一品目で21～30規格	資材A-⑦
			同一品目で31～50規格	資材A-⑧
			同一品目で51～70規格	資材A-⑨
			同一品目で71～100規格	資材A-⑩
			同一品目で101～150規格	資材A-⑪
資 材 B	地域特性が強く製造業者が限定され、数量、施工地、配合による価格格差が生ずることが想定されるため、現地調査を必要とする資材	間知石、砕石、割栗石、砂利、雑石、山ズリ、玉石、雑割石、捨石、割石、ジャカゴ石、地盤改良用砂 等 転圧コンクリート、水中不分離コンクリート、高強度コンクリート、膨張コンクリート、超早強コンクリート、エアーモルタル、グースアスファルト混合物、砕石マスチックアスファルト混合物、大粒径アスファルト混合物 等	同一品目で1規格	資材B-①
			同一品目で2～3規格	資材B-②
			同一品目で4～6規格	資材B-③
			同一品目で7～10規格	資材B-④
			同一品目で11～15規格	資材B-⑤
	工場製作品（特注品）	上記資材A対象工場製作品を除く資材	同一品目で16～20規格	資材B-⑥
資 材 C	山土（真砂土、埋戻用土）で土質を選定する必要がある場合や購入土量が10,000m ³ 以上ある場合 超大口資材に該当する資材	提体土 等 高炉B種、バラ物、ロックボルト、地盤改良材 等	同一品目で1規格	資材C-①
			同一品目で2～3規格	資材C-②
			同一品目で4～6規格	資材C-③

※ なお、上記についての解釈は以下のとおりとする。

注1) 同一品目であっても調査時期が異なった場合、別品目扱いとする。

注2) 同一品目であっても調査地区が異なった場合、別品目扱いとする。

注3) 図面付き資材であっても、標準品として判断される場合は資材A扱いとする。

注4) 調査規格数は事務所単位で整理する。

(2) 工事費等調査について

工事費等区分		調査内容
工事費等調査① (市場単価が存在する工種)	D-①	図面付き工種。国土交通省関連標準積算基準書に準ずる標準的な工事費調査（使用機械等が決定している工法、工事費等で単位当たり単価の調査）。
	D-②	図面付き工種。国土交通省関連標準積算基準書以外の積算基準書に準ずる標準的な工事費調査（使用機械等が決定している工法、工事費等で単位あたり単価の調査）。
	D-③	D-①、D-②にて、積算基準に準拠していない工事費調査。
	D-④	D-③にて、遠隔地のため宿泊を伴う工事費調査。
工事費等調査② (歩掛等の内訳を含む)	E-①	図面付きの工種、種別、細別毎の調査。国土交通省関連標準積算基準書に準ずる標準的な内訳書の作成を含む工事費調査。（新技術、新工法を含む） （使用機械等が決定している工法、工事費等）。 ＜国土交通省の積算基準歩掛の規格外＞
	E-②	図面付きの工種、種別、細別毎の調査。国土交通省関連標準積算基準書以外の積算基準書に準ずる標準的な内訳書の作成を含む工事費調査。（新技術、新工法含む）（使用機械等が決定している工法、工事等）。 ＜国土交通省の積算基準に歩掛はないが J H 等の積算基準には歩掛があるもの＞
	E-③	E-①、E-②にて、特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない歩掛調査。 ＜どこの積算基準歩掛にもないもの＞
	E-④	E-③にて、遠隔地のため宿泊を伴う歩掛調査。
工事費等調査③ (工事費内訳を含み、 現地調査が必要なもの)	F-①	図面付きの工種、種別、細別毎の調査。国土交通省関連標準積算基準書に準ずる標準的な内訳書の作成を含む工事費調査。 使用機械等が決定している工法、工事費等で、現地に於て現地条件、作業編成（労務、機械）等について確認が必要なもの。
	F-②	図面付きの工種、種別、細別毎の調査。国土交通省関連標準積算基準書以外の積算基準書に準ずる標準的な内訳書の作成を含む工事費調査。 使用機械等が決定している工法、工事費等で、現地に於て現地条件、作業編成（労務、機械）等について確認が必要なもの。
	F-③	図面付きの工種、種別、細別毎の調査。特殊工法等において積算基準に準拠していない工事費調査で、現地に於て現地条件、作業編成（労務、機械）及び施工サイクルの計測等について、確認及び調査が必要なもの。
	F-④	F-③にて、遠隔地のため宿泊を伴う歩掛調査。

なお、上記についての解釈は以下のとおりとする。

注 1) 同一工種であっても、調査時期が異なっている場合は別工種とする。

注 2) 同一工種であっても、調査地区が異なっている場合は別工種とする。

注 3) 工事費等調査①②で同一工種複数規格を調査する場合は、原則、複数規格でも単一規格と同等として一規格での計上とする。ただし、これによりがたい場合は別途協議する。

注 4) 国土交通省関連標準積算基準書とは、土木工事標準積算基準書、公共建築工事積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、三重県が制定する積算基準（共通・道路・河川・機械・電気通信・下水道・港湾関係編）をいう。